

不利益処分 of 処分基準

処 分 名		保険医等に対する連帯納付命令		
根拠法令及び条項		国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 65 条第 2 項		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	1 保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたとき。 ○同法第 65 条第 2 項 当該保険医又は主治医に対し、保険給付を受けた者に連帯して給付の価額の全部又は一部を納付すべきことを命ずることができる。 ◎保険者に提出されるべき診断書には、傷病手当金の申請書に記載される医師若しくは歯科医師の意見等を含むものとされている。		
	設定年月日	昭和 34 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				